

栄養成分表示ハンドブック（東京都福祉保健局 令和元年 8 月発行版）の記載内容の変更

令和 2 年 3 月 27 日に食品表示基準が一部改正（内閣府令第 20 号）され、適切な摂取ができる旨の表示（低い旨）の基準値の考え方が改正（改正前：基準値に満たない→改正後：基準値**以下**）されました（公布の日より施行）。

このため、栄養成分表示ハンドブックに記載されている下記内容について、変更になりました。

P.24 (2) 絶対表示（含まない旨、低い旨）

改正前

② 低い旨の表示（「低」、「ひかえめ」、「少」、「ライト」、「ダイエット」など）を行う場合

必要条件

- 強調したい栄養成分及び熱量の含有量が「低い旨の表示の基準値」以下であること（29 ページ表 6 第 1 欄「栄養成分及び熱量」の量がそれぞれ同表の第 3 欄「低い旨の表示の基準値」の食品 100g 当たり（カッコ内は一般に飲用に供する液状の食品 100ml 当たりの場合）に定める基準値に**満たないこと**。）。



改正後

② 低い旨の表示（「低」、「ひかえめ」、「少」、「ライト」、「ダイエット」など）を行う場合

必要条件

- 強調したい栄養成分及び熱量の含有量が「低い旨の表示の基準値」以下であること（29 ページ表 6 第 1 欄「栄養成分及び熱量」の量がそれぞれ同表の第 3 欄「低い旨の表示の基準値」の食品 100g 当たり（カッコ内は一般に飲用に供する液状の食品 100ml 当たりの場合）に定める基準値**以下であること**。）。

P.26 ～セットを構成する食品について個々のものに栄養強調表示をする場合～

低カロリードレッシング付サラダの栄養成分表示例の吹き出し

改正前

「低」の表示（100g 当たり）

熱量の低い旨の基準値（100g 当たり 40kcal）**未満**を満たす必要あり

改正後

「低」の表示（100g 当たり）

熱量の低い旨の基準値（100g 当たり 40kcal）**以下**を満たす必要あり

P.29【表 6 栄養成分または熱用の適切な摂取ができる旨の表示の基準値】第 3 欄

改正前

第 3 欄
低い旨の表示の基準値
「低、控えめ、少、ライト、ダイエット」等
栄養成分の量及び熱量が次の基準値 未満 であること

改正後

第 3 欄
低い旨の表示の基準値
「低、控えめ、少、ライト、ダイエット」等
栄養成分の量及び熱量が次の基準値 以下 であること